

平成 29 年度

第 3 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 平成30年3月22日(木)

平成29年度第3回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成30年 3月22日(木)
午後3時30分～午後5時00分
2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者
〔委員〕
(学識経験者) 谷山 甫 後藤 和子 大木 善夫
目木 敏明 半田 結 東南 公雄
(市議会議員) 山野 崇 前田 尚志 釣 昭彦
前川 弘文 川本 孝明
(公募市民) 山本 建志
(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局
光都土木事務所長 所長補佐 谷垣 博司
赤穂警察署 交通課長 村上 正治
〔事務局〕
建設経済部長 古津 和也
都市整備課長 大黒 武憲
建築担当課長 澗口 彰利
下水道課長 坂本 良広
建築係長 長棟 由樹
公園街路係長 山家 啓一郎
計画係長 長尾 一史
工務係長 大西 崇史
主事 内波 佑太
事務員 山下 祐哉
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項
第1号議案 西播都市計画下水道の変更について(赤穂市決定)
6. 協議事項
協議第1号 西播都市計画用途地域の変更について(赤穂市決定)
協議第2号 西播都市計画道路新田坂越線ほか2路線の変更について(赤穂市決定)
7. 閉会

事務局	<p>それでは、平成 29 年度 第 3 回赤穂市都市計画審議会を開催させていただきます。赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 5 条によりまして、会長は会議の議長となるとなっておりますので、議事の進行を会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ) それでは、次第に従い進めさせていただきます。 次第の 2、審議会の成立について、事務局、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>審議会の成立について、ご報告いたします前に、本日は、光都土木事務所長及び赤穂警察署長より委任状の提出があり、一様、一様が出席されております。</p> <p>それでは、本審議会の成立について、ご報告させていただきます。 本日は、一委員より欠席の通告を受けておりますので、本日の出席者は委員 15 名のうち 14 名です。よって、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しておりますことをここにご報告いたします。以上です。</p>
会長	<p>なお、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 7 条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 8 条第 2 項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一 委員」と「一 委員」をお願いします。</p> <p>それでは、次第の 3、審議事項に入ります。 第 1 号議案 西播都市計画下水道の変更について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案書 1 ページから、第 1 号議案 西播都市計画下水道の変更について説明させていただきます。</p> <p>変更内容ですが、2 ページ目の縦覧結果は後で報告します。3 ページ目から縦覧を行いました計画書の本文となっております。</p> <p>第 2 回都市計画審議会説明時点から、内容の変更はございません。変更項目は排水区域の変更について、御崎第 2 ポンプ場の面積の変更について、坂越ポンプ場の面積の変更についての 3 点です。</p> <p>変更理由書は次のページです。4 ページをご覧ください。 読みあげます。赤穂市公共下水道は、昭和 49 年に都市計画決定を行い、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全を図ってきた。このたび、下記の理由により都市計画決定の変更を行う。</p> <p>赤穂処理区の排水区域について、公共下水道の整備進捗により近接した周世地区農業集落排水事業区域を公共下水道へ編入するため、排水区域汚水約 8ha を追加する。</p> <p>御崎第 2 ポンプ場の施設計画の見直しに伴い、敷地区域を約 230 m²に変更する。</p> <p>坂越ポンプ場はポンプ施設の改築更新を含む施設計画の見直しを行い、用</p>

地の拡張が必要となったため、敷地区域を約 770 m²に変更する。

それでは各項目別に説明を行っていきます。

まず、第 1 に排水区域の変更についてです。

今回追加する周世地区は農業集落排水事業として平成 5 年より生活排水処理を行っています。供用開始より 25 年が経過し、下水処理施設は老朽化しております。

今後の老朽化対策は財政的な負担も大きく、そうかといって、汚水の処理機能を止めることもできません。

一方、公共下水道事業側については、汚水の節水等による一人当たりの原単位の低下や、人口の減少により、周世地区を受入できるだけの処理能力があるため、公共下水道へ編入するものであります。

次に、御崎第 2 ポンプ場についてであります。

お手元資料 7 ページに雨水の区域図を記載しております。

2. 御崎第 2 ポンプ場、3. 坂越ポンプ場は内水を排除する雨水ポンプ場であり、それぞれこの位置にあります。

御崎第 2 ポンプ場は御崎第 2 排水区を排水するポンプ場であり、御崎 2 区のロータリー付近に位置します。

8 ページをご覧ください。御崎第 2 ポンプ場の計画図を記載しています。図面左側が海、その横に市道御崎加里屋線があり、右上の方の道路に行きますと、消防第 7 分団の詰所があります。御崎第 2 ポンプ場はロータリーの部分になっております。

塩田があった時代の塩田水路部分にあり、現在は水路構造のみが整備されております。

右の水路から流れてきた雨水を御崎港へ流していきます。ただし、この地区の特徴としまして、高潮になると内水の排出ができなくなり、浸水が懸念される地域であり、今回ポンプ場の計画区域を見直し、ポンプ場を整備するものです。

昭和 60 年に緑色の部分、水路用地のみを都市計画決定を受けていますが、ポンプ場の構造見直しに伴い市道区域に囲まれた全体を区域変更いたします。

これにより水路部の改造とポンプ稼働に必要な自家発電設備を設置する電気室を整備し、高潮時にも強制排水が可能な施設を作ります。拡張部分には主に電気室が配置されます。

次に坂越ポンプ場についてでございます。9 ページをご覧ください。坂越ポンプ場の計画図を記載しています。

右下側が千種川であり、堤防に県道周世尾崎線があります。右に行くと尾崎トンネル、左は坂越橋に出ます。山際の道路との合流部にあるのが坂越ポンプ場です。

坂越ポンプ場は左側の水路から流れてきた雨水を千種川へ放流する施設であります。坂越ポンプ場は昭和 53 年に完成した施設であり、約 40 年が経過しようとしており、老朽化対策が必要な施設です。今回老朽化対策に併せて、施設配置計画を見直します。緑色が現在のポンプ施設であり、赤色が拡張用地であります。老朽化した施設を改築するべく施設計画の見直しを行い、現在の河川計画に対応したポンプを更新し、こちらの拡張部

	<p>分、三角の用地に将来増設するポンプ施設を整備できるよう、ポンプ施設の再配置を行います。</p> <p>都市計画変更手続きの経過でございます。</p> <p>パブリックコメントを10月16日から11月15日まで実施しました。また、法定説明会を11月10日に実施しました。</p> <p>パブリックコメントについては意見ありませんでした。法定説明会についても出席者はありませんでした。</p> <p>次に、関係機関（県都市計画課）との本協議を行っております。1月11日に本計画に異存ないとの回答を受けています。</p> <p>都市計画変更案の縦覧としまして、2ページに縦覧結果を掲載しています。こちらをご覧ください。</p> <p>赤穂市告示第7号により2月15日に告示されています。</p> <p>計画案を2月15日～3月1日まで縦覧しました。縦覧者数0名、意見書の提出についてもありませんでした。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>8ページの御崎のポンプ場の排水施設は高潮になると内水排除できないと言っていたが、対策はとれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の排水対策状況でしょうか。</p>
委員	<p>変更した後は内水排除できるのでしょうかということです。</p>
事務局	<p>現在はポンプ施設が無い状態になっておりますので、内水排除ができにくいという懸念がございました。今回高潮の際には直接放流が出来ないという条件を受けまして、ポンプで強制的にかきだすという方法に変更します。これによって内水の排除ができるようになるというように認識していただければと思います。</p>
委員	<p>変更になった後、高潮になった場合どうするのか。高潮になった場合、内水排除ができるのかということ。水に浸かってしまったら、できなくなるのではないか。</p>
事務局	<p>平成16年度台風16号の影響でかなり浸水しまして、その影響もあり今回都市計画変更をする運びとなっております。今現在につきましては、仮設のポンプを近くに置いておまして、それに対応しております。今回この変更計画により、ポンプを2台付けまして強制排水を行って、高潮時でもポンプで排水するという構造に変えるものでございます。</p>
委員	<p>強制的に排出するという事だが、どのような形になるのか。道路からオーバーフローするのか、浸かっているが力で押し出すのか。</p>

事務局	<p>ポンプの形式をゲートポンプという形を今回とっておりまして、閉まっているゲートのところに強制的にかきだすポンプが付いております。それが中に溜まった水を水路の中からかきだしていくという仕組みです。</p>
委員	<p>水中から水中なのか。</p>
事務局	<p>水中から水中です。</p>
事務局	<p>補足します。大体1分間に59 m³のものを2台付けまして、それをもって出していくという構造を予定しております。</p>
委員	<p>平成16年に浸かったと言っていたが、ポンプの能力アップは可能か。</p>
事務局	<p>その当時にポンプは無かったです。今回、平成16年をうけまして、排水区域自体の見直しを行っております。</p>
会長	<p>他にないようでしたら、採決に入ります。 第1号議案 西播都市計画下水道の変更について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成多数であります。赤穂市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、本議案は原案のとおり承認いたしました。 市長からの諮問事項については以上であります。この結果は直ちに市へ答申することといたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。第1号議案については、先ほどご承認いただきましたので、下水道課の職員については、ここで退席させていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>はい、許可させていただきます。 それでは、次第の4、協議事項に入ります。協議第1号 西播都市計画用途地域の変更について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、協議第1号、西播都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。 まず、はじめにパワーポイントを用いて説明いたしますので、前面のスクリーンをご覧ください。議案書については、後ほど説明をさせていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 用途地域は、都市の機能性、都市生活の安全性、利便性及び快適性等の増進を目的に都市計画で定めることとされています。主には、住居系、商</p>

業系、工業系など市街地の大枠として土地利用を定めるもので、用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決まります。

本市では、昭和 48 年に用途地域を指定し、その後も全市的な見直しや必要に応じて部分的な見直しを行ってまいりました。

今回変更する箇所といたしましては、イオン赤穂店やフレスポ赤穂、ユニクロ等の立地する街区を含む約 16ha、赤色斜線部分を準工業地域から近隣商業地域に変更するものでございます。

今回の用途地域の変更につきましては、兵庫県の第 7 回用途地域の定期見直しにあわせ、県の用途地域見直しガイドラインに基づき、見直し作業を進め、赤穂市都市計画マスタープラン等の上位計画における位置づけが変更された地区等について見直しの検討を行うものでございます。

見直しの基本理念です。用途地域見直しにあたっては、都市の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性の増進を目的とし、社会情勢の変化や土地利用の状況と動向に的確に対応しつつ、中長期的に目指すべき市街地の形成を誘導し、都市における合理的で調和のとれた土地利用を実現することを基本的な考え方としています。

この基本的考え方を踏まえ、西播磨地域都市計画区域マスタープラン、赤穂市総合計画、赤穂市都市計画マスタープラン等の上位計画に示される将来の目指すべき都市像の実現を図ることを見直しの視点として検討を進めました。

次に、平成 25 年 3 月に策定した赤穂市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針図（赤穂地区）です。上位計画における都市計画上の位置づけが変更された地区を用途地域の見直し対象としており、赤穂市都市計画マスタープランでは、播州赤穂駅東地区を新たに商業業務地と位置づけています。

見直し検討地区の用途地域は、準工業地域となっており、この地域は、かつては大規模工場が立地していましたが、現在は大規模商業複合施設が立地し、その周辺でも店舗、事務所や戸建・共同住宅が立地しています。

先に説明いたしました赤穂市都市計画マスタープランでの商業業務地としての方針や、現況の土地利用状況を踏まえ、今後、危険性を伴う施設や周辺環境を悪化させるおそれがある工場等の新たな建築を抑制し、商業施設の立地誘導を図っていくため、用途地域を準工業地域から近隣商業地域に見直すこととして検討を進めました。

見直し地区の検討結果になります。

見直し検討区域のなかで、用途地域の変更により、不適格となる建築物の発生に配慮するため、現地調査や所有者アンケートによる現況調査を行い、不適格建築物が発生する可能性がある区域は変更区域から除外いたしました。

また、フレスポ赤穂の東側のエリアにつきましては、戸建住宅や共同住宅が立地しており、現況の土地利用状況から、住居系用途地域への変更を検討しましたが、不適格建築物が発生する可能性があるため、こちらについても変更区域から除外しました。

この結果、用途地域の見直しは、検討地区のうち赤線で囲った区域、大

規模商業施設を中心とする街区、約 16ha を準工業地域から近隣商業地域へ変更することとしました。

計画図になります。

先に説明いたしましたとおり、上位計画に照らし抽出した見直し対象区域の中で、変更により不適格建築物が発生するエリアを除外した区域を見直し区域としました。この結果、大規模商業施設を中心とする街区、約 16ha を準工業地域から近隣商業地域へ変更するものでございます。

それでは、議案書の 10 ページをご覧ください。

計画書本文となります。変更箇所につきましては、変更前後対照表を 12 ページに添付しておりますので、12 ページをご覧ください。

表の中ほど、近隣商業地域、変更前 34ha から変更後 50ha となり 16ha 増加するものです。建築物の容積率は 10 分の 30 以下、建築物の建蔽率は 10 分の 8 以下となります。

併せて、先ほどの 2 段下、準工業地域、変更前 156ha から変更後 140ha となり、16ha 減少するものです。

次に、1 ページ戻っていただいて、議案書の 11 ページをご覧ください。理由書となります。

本市では、昭和 48 年に用途地域を指定し、その後も全市的な見直しや必要に応じて部分的な見直しをおこなってきました。

当地区では、かつては大規模な工場が立地していましたが、大規模商業複合施設が立地し、その周辺においても店舗、事務所、戸建、共同住宅が立地するなど、住商複合市街地へと土地利用の転換が進んでいます。

平成 25 年 3 月に策定した、赤穂市都市計画マスタープランでは、当地区の周辺を新たに商業業務地として位置付けています。

この商業業務地は、播州赤穂駅周辺に位置づけている中心商業業務地の役割を補完しつつ、日常生活に必要な商業機能等の充実を図る市街地としていることから、今後、工場等の工業系施設の立地を抑制しつつ店舗・事務所等の商業系施設の立地を誘導することを目的として、本案のとおり、播州赤穂駅東地区の大規模商業施設を中心とする街区約 16ha を準工業地域から近隣商業地域に変更するものであります。

続いて、13 ページをご覧ください。位置図と計画図になります。

赤色斜線部分の大規模商業施設を中心とする街区、約 16ha を準工業地域から近隣商業地域、容積率 300%、建蔽率 80%に変更するものでございます。

次に、用途地域変更に係る今後の都市計画変更スケジュールについてでございます。

今後、広く市民の意見を聞くため、6 月頃に市民全体を対象として説明会を実施する予定としております。説明会においてご理解が得られましたら、都市計画変更の手続きとしまして、関係行政機関である兵庫県都市計画課との本協議を行います。また、併せて都市計画変更案の縦覧を行ったのちに、来年度の 8 月頃に開催予定の市都市計画審議会において、都市計画変更案についてのご審議をお願いしたいと存じます。

以上で、協議第 1 号の説明を終わります。

会長	事務局の説明は終わりました。 只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。
委員	変更後の容積率について、200%ではなく300%を選んだ理由は何かありますか。
事務局	赤穂市南部のほうにございますその他の近隣商業地域につきましては300%で決定しており、そういったことから300%のほうを採用させていただきました。
委員	問題は駐車場かと思います。今は駐車場が多いですが、近隣商業地域になることで駐車場が不足になると危惧します。これから区域が分割されていけば、路用駐車などがおこるように思いますがその辺は大丈夫ですか。
事務局	今のところになります。数少ない所有者が大規模に所有しております。利用状態につきましても、大規模な商業施設が立地しておりまして、駐車場のほうは確保されていると考えております。今後、また状況の変化に応じて、駐車場等が不足する状況がございましたら都市計画の変更等を考えていきたいと考えております。
委員	大きなスーパー等は調子が悪くなったら身売りをする。敷地の分割が起き、開発となったときに、どうかなという心配がある。そうなる前に協議できるきっかけを設けて頂いたらと思います。
委員	準工と商業と税金の率が違うと思うが、税金の事はある程度把握できているのですか。
事務局	固定資産税のことかと思われませんが、用途地域を変更したことで税金が大きく変わるということは、あまり考えられないというように税務課からは聞いております。今後土地利用が活発に動いていくとかそういった状況が出てくれば、それに応じた評価ないし課税になっていくというように考えております。
委員	今現在は準工と商業とあまり格差が無いということか。ただ将来的には支障がでてくるのでは。
事務局	今回の変更に伴って税金が変わるというふうには考えておりません。
委員	細野町のところが住居系になると不適格物件がでてくるということだが、その辺りをもう少し詳しく説明していただきたい。
事務局	住居系の用途、例えば1種住居地域に変更した時に、道路斜線、隣地斜線、日影規制が出てまいります。準工の場合は規制が緩い、若しくは規制がかかりませんので、そういった規制もとので適合に建っている建築物が

<p>会長</p>	<p>変更によりまして、不適格になってくる可能性があるということでございます。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>他にないようでしたら、次に移ります。</p> <p>協議第2号 西播都市計画道路 新田坂越線ほか2路線の変更について事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、協議第2号 西播都市計画道路 新田坂越線ほか2路線の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>説明につきましては、引き続きパワーポイントで説明させていただいた後に議案書を説明させていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>都市計画道路は、他の都市施設や土地利用などと一体的、総合的に都市計画に定めることで、長期的視点からの計画的な整備に寄与し、道路の持つ交通機能や周辺の市街化の促進などの働きを有し、円滑な都市活動を支える主要な社会基盤の一つであります。赤穂市においても数多くの都市計画道路の整備を順次進めてきた結果、都市の健全な発展に大きな役割を果たしてきました。</p> <p>その一方で、都市計画決定後に長期間を経ても事業化に至っていない、いわゆる長期未着手の道路も多く存在し、その区域の土地所有者等の権利を制限し続けてきました。これらの道路の中には、都市計画決定から長時間経過する中で、都市計画道路としての必要性や求められる機能に変化が生じつつあるものもでてきています。</p> <p>これらのことから、今後の社会経済状況の変化を踏まえつつ選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、平成24年度より長期未着手都市計画道路見直し作業を行い、その方針を元に都市計画変更の手続きを進めております。</p> <p>今回の都市計画道路 新田坂越線ほか2路線の変更につきましては、長期未着手 都市計画道路の見直しに基づく都市計画変更であります。</p> <p>都市計画決定後、現在に至るまで、長期にわたり事業が行われていない都市計画道路は、全国的に建築規制の長期化などが問題となっており、この問題を解消するため、長期未着手の都市計画道路の見直しが行われております。</p> <p>本市におきましても、兵庫県の指導の下、見直し作業を進めてまいりました。本市において見直し対象となった事業化の目処がない約10.3キロメートルの都市計画道路については、検証区間ごとに都市計画道路に求められている機能の有無や、代替性の有無を含めて検証し、存続または廃止の方針を決定いたしました。</p> <p>この図面は、見直し検証の結果、廃止または幅員変更することが望ましい路線となった都市計画道路の位置図になります。</p> <p>このうち塩屋駅北線、新田鷗和線、綱崎線については、昨年度までに都市計画審議会での諮問を経て、廃止等の告示を行ったところであります。</p> <p>なお、この見直し方針については、平成26年度にパブリックコメント</p>

を実施し、その結果と合わせて、本都市計画審議会にご説明させていただいております。

今回ご説明する新田坂越線につきましては、見直し検証作業の結果幅員変更することとなった路線であります。

新田坂越線の見直し対象区間は、これまでに4車線での整備が完了している新田交差点から海浜大橋までの整備済み区間を除いた、未整備の区間であり、坂越大橋から南野中三差路までの間については、県による道路事業が行われていることや、将来予測される自動車交通を適切に処理するため現計画通り存続することとなっております。

南野中三差路から海浜大橋西詰までの間については、将来の自動車交通量や現道の利用状況などから、現計画の4車線から2車線へ幅員変更することとなっております。

今回、車線数を変更する新田坂越線と、それに伴い、接続する都市計画道路、赤穂大橋線と浜田野中線について、一部区域の変更が生じるため、併せて都市計画変更の手続きを行うものでございます。

それでは、新田坂越線の変更についてご説明します。

新田坂越線は、赤穂市南部の工業地帯と住宅市街地を分離するとともに、市東西からの通過交通を中心市街地へ流入させないバイパス道路として、山陽自動車道赤穂IC南側の新田交差点から坂越大橋東詰に至る、延長約8.75キロメートル、代表幅員が30メートルの4車線道路として、昭和41年に都市計画決定されました。

その後、昭和50年代から平成14年にかけて、順次整備が行われてきており、現在までに新田交差点から海浜大橋までの間、約3.6キロメートルが4車線にて整備済みであります。

また、平成19年度からは県の道路事業により、坂越大橋から坂越橋までの間、約1.1キロメートルにおいて、坂越大橋の新設と現道の4車線化が進められており、平成28年3月には暫定で、供用開始がされております。

その先の南野中三差路までの間については、将来の交通需要や周辺で行われております土地区画整理事業への影響から、都市計画道路は、存続としております。

残りの未整備区間については、現計画の4車線化整備の予定もなく、都市計画決定後、長期間に渡り計画道路区域内の多くの土地所有者に建築制限を課し続けている状態となっており、今回、車線数の変更等の都市計画変更の手続きを進めるものであります。

次に、新田坂越線の見直し区間の現況でございます。

左側の①の写真は、中広地区、赤穂大橋の南側付近になります。

千種川の河川堤防上の道路であることから、沿道に住居・店舗は少なく、沿道利用はほとんどない状態となっております。

右側の②の写真は、中広地区、赤穂大橋の北側、商業施設付近の写真でございます。この区間においても、沿道に住居・店舗等は少なく、沿道利用はほとんどない状態となっております。

続いて、今回の変更区間における車線数等の変更の考え方についてでございます。県の都市計画道路網見直しガイドラインに基づく検証では、4

車線相当の幅員を有する都市計画道路について、将来予測交通量が 12,000 台未満となる場合は、幅員や車線数の変更などについて検討することとなっており、これに照らすと、今回の変更区間における将来予測交通量は、1 日あたり約 3,300 台～8,700 台となっていることから、現道 2 車線で交通処理が可能であること。

また、今後のまちづくりにおいても周辺整備の見直しはなく、概ね現況のままの利用が想定されること等を勘案すると、現計画の 4 車線道路を整備する必要性が低いため、4 車線から 2 車線へ縮小し、副道を削除するものであります。

次に、自転車・歩行者交通についての考え方についてご説明いたします。

この図面は、南野中交差点から海浜大橋西詰までの区間において歩行者導線として考えられる道路を色づけしております。

赤色太線の新田坂越線変更区間のうち、オレンジ実線は、現況の歩道がある区間です。緑色実線は、周辺部において、歩道のある道路、紫色実線は、歩道はありませんが、地区内の生活道路であり、歩行者導線として考えられる道路であります。

新田坂越線の変更区間は、河川堤防と兼用されている道路であり、沿道からの土地利用がほとんどないこと、また、図に示すとおり周辺の道路を含めた歩行者導線を考えると、既に整備済みの市道等で歩道の代替機能が確保されていることから、変更区間全線において、歩道整備の必要性は低いと考えます。

次に、新田坂越線の堤防道路部分の標準断面図になります。

現在の計画では、車道が 4 車線と片側歩道、それに加えて堤内側に副道が計画されていることから、ご覧のような全幅 33 メートルといった非常に幅広の都市計画道路となっております。

変更後は、先ほどご説明いたしました車線数や歩道についての検証のとおり、ご覧のように現道に合わせて 2 車線の幅員 8 メートルに都市計画変更を行い、建築規制の早期解消を図るものであります。

次に、新田坂越線の変更に伴い、区域の一部に変更が生じる赤穂大橋線と浜田野中線についてご説明します。

この図面は、新田坂越線の変更に伴い、区域の変更が生じる赤穂大橋線と浜田野中線の接続箇所を表した図面です。

赤穂大橋線は、赤穂大橋西詰交差点付近となっており、浜田野中線は南野中三差路付近であります。

赤穂大橋線の変更区域となります。この図面は、赤穂大橋西詰交差点の図面であり、図面上が北方向、図面下が南方向になります。十字に交差している道路のうち、南北方向が新田坂越線、東西方向が赤穂大橋線になります。

図面において、黄色で着色している範囲が削除する範囲であり、青色で着色している範囲が変更後の区域です。

このうち、赤穂大橋線の変更範囲は、濃い黄色で囲まれた範囲であり、市役所側から赤穂大橋へ上がる道路の法面部分が、計画上、都市計画道路の区域として残っていましたが、今回の幅員変更に伴い一部変更が生じ

るものであります。

また、赤穂大橋線は、将来的に赤穂大橋の架け替えが必要となることから、架け替えに必要となる交差点区域を都市計画道路区域として含めております。

次に浜田野中線の変更区域となります。この図面は、南野中三差路の図面であり、図面上が北方向、図面下が南方向になります。

Y字に交差している道路のうち、上側の道路が国道 250 号でもある浜田野中線、Y字の下側から堤防に沿った道路が新田坂越線です。

図面において、黄色で着色している範囲が削除する範囲であり、青色で着色している範囲が変更後の区域です。このうち、浜田野中線の変更範囲は、濃い黄色で囲まれた範囲であり、新田坂越線の副道を削除することに伴い、浜田野中線の副道接続部分も併せて削除することになります。

また、南野中三差路では、新田坂越線が 4 車線から 2 車線へとシフトしていくことから、交通処理に必要となる交差点区域を都市計画区域として含めております。

次に、議案書の方に戻っていただきまして、議案書 14 ページをお願いします。

西播都市計画道路の変更 新田坂越線ほか 2 路線の計画書案となっております。16 ページに変更前後対照表をつけておりますので、そちらをご覧ください。

まず、表の上から、名称、新田坂越線の変更前後でございます。新田坂越線の変更前後につきましては、変更箇所が路線の一部であるため、表中の名称、位置、区域延長、構造に変更はございません。主な変更内容として、一部区間における車線数の変更、またそれに伴う区域の変更となっております。

次に、その下、赤穂大橋線の変更前後、また、17 ページの浜田野中線の変更前後につきましては、新田坂越線の変更に伴って、それぞれの路線が接続する箇所での一部区域の変更となっております。

次に、15 ページをお願いします。変更理由でございます。

新田坂越線は、昭和 41 年に西部地区方面の交通の円滑化や南部海岸工業地帯と市街地の分離を計ると共に阪神及び広島、岡山方面への交通のバイパスを考慮し、これらに伴う土地利用等を勘慮したまちづくりに資するため都市計画決定された路線である。このうち、現在未整備の赤穂海浜大橋西詰から国道 250 号接続箇所までの区間については、当該区間における現道の自動車交通量や沿道の開発等の土地利用状況を勘案し、また、赤穂市全体の交通流動が変化することを踏まえ、車線数を 4 車線から 2 車線へ変更するものであります。

これに伴い、計画されていた側道を削除し、幅員を 8m に変更するとともに、一部区域を変更する。

また、新田坂越線の区域変更に伴い、接続する赤穂大橋線及び浜田野中線の一部区域を変更するものであります。

次に、18 ページをお願いします。変更総括図でございます。

新田坂越線の変更区間は、図に赤色太線で示す箇所、海浜大橋西詰交差点から、南野中三差路までの延長約 2.3 km となっております。また、変

	<p>更区間の東端、都市計画道路浜田野中線との接続箇所、さらに、中程で、都市計画道路赤穂大橋線と交差する箇所がございますので、これら2路線についても併せて変更するものであります。</p> <p>その下、計画図でございます。</p> <p>変更区間を拡大した図面でございます。左端が海浜大橋、中央右側が新赤穂大橋付近となっております。図に黄色で示す箇所が、今回の変更により削除される部分で、変更後は青色の区域が残ります。4車線計画から2車線へ変更するため、区域の大部分が削除されることとなります。</p> <p>次に19ページ、上の図、左側が新赤穂大橋、中央部が赤穂大橋付近でございます。その下の図面は、さらにそこから上流に向かって南野中三差路までの計画図となっております。</p> <p>先ほどと同様に、黄色で示す箇所が今回の変更により削除される部分で、変更後は青色の区域が残ります。</p> <p>今後のスケジュールについてでございます。</p> <p>今後は、市全体を対象とした説明会を行い、住民の皆様のご理解を得たのちに、関係機関である兵庫県との本協議、案の縦覧を経て、来年度8月頃に本都市計画審議会においてご審議いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第2号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>新田坂越線が4車線から2車線になるという事ですが、この車線は赤穂高校の通学路になっているのではないかと。自転車道との関係はどうなるのでしょうか。何か対策はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現況歩道がある区間はそちらを通っていただきます。歩道が無い区間については、既存の市道で歩道の代替えがあると考えております。</p>
委員	<p>無い部分についてももう少し詳しくお願いします。希望としては4車線になって、自転車道ができて、赤穂高校の通学路も立派になればという希望を持っていたが、無くなったらどうなるのかが知りたいです。</p>
事務局	<p>通学路については沿道部分はなっていないと思います。</p>
委員	<p>従来と一緒にということですか。</p>
事務局	<p>変更としてはそのようになっております。</p>
委員	<p>都市計画にあわせて引いて建物を建てている人がいらっしゃると思うが、そういった人への対応はどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>今後、説明会を予定しております。説明については、これまで整備すべく都市計画決定しておりましたので、今回計画変更となる理由を踏まえ、</p>

	丁寧の説明させていただきたいと思っております。
委員	確認ですが、歩道の関係についてですが、4車線の時は歩道がありましたが、2車線になると歩道がなかったように思いますが、歩道はどうするのでしょうか。
事務局	変更区間におきます新田坂越線については、歩道のある区間、ない区間がございます。歩道のない区間については、堤内側の道路を通っていただくことで歩道の代わりになると考えております。
委員	高校生は気の毒ですよ。坂越まで同じような歩道があるので、同じような形であった方が高校生にとっても、下りなくていいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	現在の通学路は、赤穂ロイヤルホテルとお城との間の路線が通学路となっております。主に駅からの自転車通学が橋を渡るように横断するような通学系統となっていると思います。堤防から堤防へ、橋から橋へという移動があまりないということと、海浜大橋から新赤穂大橋までの区間については歩道がありますので、そちらを利用していただきたいと思っております。
委員	この道路は、赤穂市の中心部を守る堤防の役割を果たしているわけですが、4車線化になると良くなって機能が高まるのかなと思っていたのですが、2車線化になると今後そういった期待は考えられないということでしょうか。
事務局	現状、河川堤防としての機能と道路としての機能がございます。堤防部分につきましては、兵庫県の方に確認しましたところ、今後整備の予定はないということで、今現在の堤防で機能は確保されていると聞いております。
委員	先ほどの自転車の通る道路がないということですが、自転車が通行しており非常に危ないと思います。十分に確保できてこそ万全な道になると思うが、ぜひ歩道の確保は考えていただきたいと思います。
委員	関連ですが、野中とかの歩道のある部分はいいいですが、中広側の歩道がない部分は、危険を感じながら通っています。都市計画審議会ということで将来の希望を持った計画にしていきたい。今すぐ無理だとしても、ぜひ何かの機会にない所の道路を少しいい形にしていいただければと希望として申し上げておきます。
事務局	都市計画の考え方としましては、先ほど申し上げましたとおり、現況からの、地を上げての土地利用が少ない、既存の市道で歩道機能が確保されていると考えております。歩道を計画に含めると、実施の見込みなどから

	<p>長期的に建築制限がかかってくる民地が増えてくるため、今回現道に計画変更したいものでございます。個別の道路の安全対策については、部分的に必要なに応じて検討して参りたいと考えております。</p>
会長	<p>委員よろしいでしょうか。安全対策については個別にとのことですが。</p>
委員	<p>何かの機会にたとえば斜面を起こしてでも何か作っていただくことを考えていただけないかと思っております。ぜひ将来のことも含めてよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>先ほど委員がおっしゃったことについては、理解しているつもりでございます。そのような安全対策が必要な部分につきましては、言われたような工法で都市計画決定とは別に個別に協議していただきたいと思っております。今回は、土地利用の制限を解除するという大きな目的がありますので、こちらを先に進めさせていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>法面のあるところないところで、青色のところのがたがたとなっているが、これはこのような形で現道そうでしょうか、そのような形でいいんでしょうか。がたがたとなっているのは法面があるかないかというようなところなのでしょう。</p>
事務局	<p>現況の通りでございます。</p>
委員	<p>そのままおいておくということですね。</p>
事務局	<p>道路部分 8mを確保するのに必要な法面を含んだ形で、現況に合わせて計画区域をとっているものであります。</p>
委員	<p>前々回くらいに交通量を測定し直すという回答があったが、今回の自動車交通量が、前回からどれくらい増えていたか参考までに聞かせてください。</p>
事務局	<p>都市計画としましては、将来交通量をひとつの目安としておりますが、前回協議した際に、現況交通量が坂越大橋の開通前後で交通量がどうなっているかとの意見がございましたので、交通量調査を実施させていただいております。</p> <p>場所につきましては、赤穂大橋西詰北側、開通前平成 27 年度では 9,985 台/24h、開通後平成 29 年の 6 月では 10,829 台/24h と概ね 1 割程度増えておりました。</p>
会長	<p>他にないようでしたら、次第 5、のその他に入らせていただきます。 事務局何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>

会長	他にないようでしたら、これで本日の都市計画審議会の議事事項はすべて終了しました。 これもちまして、本日の審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。
----	---

